

請　願　文　書　表

受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第25号
件　名	「中高層条例」等において「説明会」に関する規定を事業者に分かりやすく、区民に理解しやすく、区に指導しやすく改めるよう求める請願
請　願　者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区には「文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」があり、

「説明会」について定めてあります。しかし、現在の規定は事業者側が一方的に説明すれば終了できるかのような記載であり、施行規則等で定める「説明すべき事項」はあまりに大雑把で漠然としており、結果として事業者側が一方的に「説明会」を打ち切るケースもあり、建築紛争に発展する事態を招いています。

小日向2丁目の「巨大ワンルームマンション」でも、建築紛争が尖鋭化した契機として事業者側が第3回説明会の開催を告知しながら、正当な理由や合理的根拠等を地元区民方に丁寧に説明せず、一方的に中止を通告したことが挙げられます。また、建築紛争が最終決着していない「ル・サンク小石川後楽園」においても、大規模案件であり所管は東京都になりますが、事業者に変更があったにもかかわらず地元区民に対し「説明会」を開いて丁寧に説明することが行われていません。こうした事態を招く背景にあるのは、現在の両条例における「説明会」の規定が、事業者側が説明責任を果たすことで相互理解を深め、相違点における歩み寄りを促す内容になっていないからにはかなりません。

「説明会」は単に形式的に行えば事足りるというものではなく、事業者側は地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明し、区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であり、それが本来的な意味での「説明責任」でもあるはずです。

そこで、上記両条例における「説明会」の規定を改めるとともに、「説明会」に関わる手引書を整えるなど、事業者にとって分かりやすく、区民にとって理解しやすく、区にとって指導しやすくなるよう区長に働きかけていただきたく、貴議会に下記の請願をいたします。

## 請願事項

- 1 両条例における「説明会」の規定について、事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力する」という努力義務を加え、事業者がより丁寧な対応を心がけることで紛争化を未然に防ぎ、区も一層の努力を事業者側に促せるようにしてください。
- 2 「説明会」は「建築確認申請等の提出前までに終える」という規定を加え、説明が不十分なまま工事を強行して区民との信頼関係を損なったり、紛争が拗れたりすることを防げるようしてください。
- 3 「説明会」に関わる手引書を作成し、その中で①「説明会」の回数の制限等はないこと、②「説明会」が終了したら「説明会」の記録及び近隣関係住民からの意見等に対する対応について整理し、確認申請を行う前に住環境課に提出すること——などを検討してください。